

第2次滝沢市総合計画

# II 基本構想



# 計画が掲げるテーマ 「やさしさ」



### POINT



- 第2次滝沢市総合計画は、「やさしさ」をテーマに、社会的包摂性が高い地域を創出するための取組を推進する計画です。
- 市が考える「やさしさ」は、「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」です。

本市が進めてきたこれまでの地域づくり、また、取り巻く環境の変化を踏まえ、本市で引き続き、市民が幸せを実感できる地域社会を構築していくためには、新型コロナウイルス感染症の影響を受け希薄となった人とのつながりや絆の再構築を促すための取組、多様化の進展を踏まえた社会的包摂性の高い地域社会の形成へ向けた取組を進めるべきであると考えます。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、ポスト

コロナや価値観の多様化といった時代の変化に対応した新たな観点として、市民の思いをまとめた滝沢市自治基本条例前文に規定されている「思いやりのある社会の創造」という地域づくりの理念を踏まえ、寛容の心を広げ、様々な考え方を持つ人たちを包摂しながら、誰一人取り残されることができないと感じることができるとする社会の実現に向けた取組を行政と市民が、一緒になって進めていくため、「やさしさ」をテーマとした地域づくりを進め

ます。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たって、性別や年代、属性の異なる市民の皆さんと「やさしさ」をテーマに、市の将来像や第1次滝沢市総合計画の取組状況を踏まえた今後のまちづくりの方向性

について懇談会を行いました。

市民との意見交換では、「人とのかかわり」、「安全・安心な暮らし」、「充実した暮らし」「子育て」などの観点から、幅広い意見が寄せられました(図1参照)。

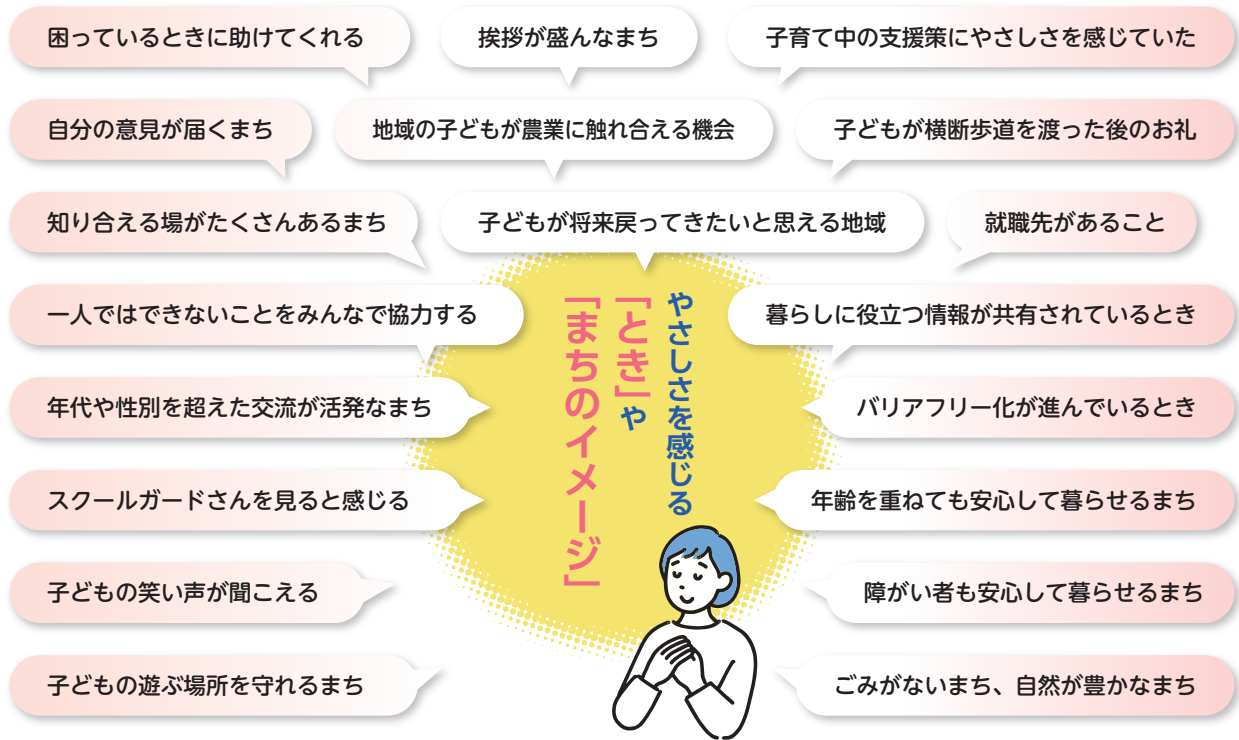


図1：懇談会で寄せられた市民からの意見の例

### 人とのかかわりの観点

人とのかかわりを感じながらいきいきと暮らせること(交流・人間関係、地域コミュニティなどに関すること)



### 充実した暮らしの観点

自分に見合った生き方の選択肢があり自分らしく活躍することができること(産業振興、雇用、観光、学び、伝統・文化の継承などに関すること)



### 安全・安心な暮らしの観点

安心して暮らすことができる生活環境基盤や制度が確保されていること(自然環境の保全、防災・防犯体制の構築、保健・福祉・医療体制の確保、社会インフラ整備、公共交通の確保などに関すること)



### 子育ての観点

未来のある子どもたちを伸び伸びと育てることができること(子ども、学校教育、子育て支援などに関すること)



また、複数の市民から、「自分が周囲の人たちから受けた「やさしさ」を、次は自分の行動で返していき、「やさしさ」を循環させていけるまちにしたい。」という意見も挙げられました。

寄せられた意見は幅広い分野にわたるものでしたが、「やさしさ」に関する共通した考えとして、「やさしさ」は、一人だけの感情ではなく、関係性の中で育まれる感情であり、お互いを「尊重」し、「共感」し合うことの重要性を指摘しています。

そこで本市では、滝沢市自治基本条例の理念や、

※8  
本市が考える社会的包摂性の高い地域社会の姿、また、市民の皆さんの意見などを踏まえ、第2次滝沢市総合計画が考える「やさしさ」を「一方的ではなく、お互いに共感し合いながら、寄り添い、共に生きてゆくこと」として捉え、これからの滝沢地域において「やさしさ」をキーワードとした地域づくりを推進し、社会的包摂性が高く、市民が生き生きと生活しながら幸せを実感でき、活力に満ちた地域社会の創造を目指します。



※8 全員が社会に参画する機会を持ち、支え合いながら共に生きてゆくこと。

# 2

## 計画が目指す状態



### POINT



- 第2次滝沢市総合計画が目指す状態は、「やさしさに包まれた滝沢」です。
- 「やさしさに包まれた滝沢」は、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支えうる存在であるという実感を持ちながら充実した生活を過ごせる環境」になること」です。

市民が様々な活動の場面で「やさしさ」を感じられる雰囲気や滝沢の全市域へ広げ、更には、「やさしさ」を周りの誰かへと返していける環境づくりを進めること、つまり、自分の周囲にやさしさが巡る地域環境の創出は、本市の将来像である市民の幸福実感につながるものです。

市民の多様な活動によって市民の間に「やさしさ」が循環するような環境をつくっていくためには、本市を囲む豊かな自然との調和が取れた地域

環境や、安全・安心に暮らすための社会制度、生活インフラの確保を基盤としながら、思いやりの関係性を活用した市民主体による活動を展開することで自分らしい生き方が実現できるまちづくりを進める必要があります。(図2参照)

そこで、第2次滝沢市総合計画では、滝沢市でやさしさが循環する地域環境の創出を目指し、「滝沢の地域社会が「やさしさの中で一人一人の個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支えうる存

在であるという実感を持ちながら充実した生活を  
過ごせる環境」になること」を第2次滝沢市総合計  
画基本構想が目指す状態「やさしさに包まれた滝

沢」として掲げ、総合計画を推進することにより、  
その実現を目指します。



図2：やさしさに包まれた滝沢のイメージ

# 計画の意義



### POINT



第2次滝沢市総合計画は、滝沢市自治基本条例の理念の実現を目指す計画として、同条例第9条の規定に基づき策定します。

滝沢市自治基本条例第9条の規定(「総合的かつ計画的な地域づくりの推進に向けた計画(=総合計画)」を策定すること)に基づき、市の将来像や目指す状態、それらの実現に向けた取組の方針など、まちづくりの方向性を明示し、共有することにより、みんなが一体となって地域づくりを進めるための「滝沢市に関わるみんなが共有する地域社会計画」として第2次滝沢市総合計画を策定します。

第2次滝沢市総合計画の策定に当たっては、市民の思いをまとめた前文、「市の将来像」(第1条)、市民の思いを象徴する「市民憲章」(第4条)、市民、議会及び市が実現に努めるべき「めざす地域の姿」(第5条)などの条例理念の実現に向けた計画とするほか、同条例に規定する、基本原則や市民、議会、行政の役割とルールを踏まえた行動を促すことを目指す取組体系を構築します。

# 2

## 策定方針



### POINT



第2次滝沢市総合計画は、市民の意見を反映した計画、市民に分かりやすい計画となることを目指しています。

### 1 市民の意見を反映した計画づくり

滝沢市自治基本条例と第2次滝沢市総合計画を有機的に連動させ、滝沢市自治基本条例の理念に則った総合計画となるよう策定を進めました。

そのため、市民から寄せられた様々な意見を計画に反映させることによって、市民と行政が自分達で作上げた計画という共通認識を持ち、目標を共有しながら、積極的な市民主体活動による市の将来像の実現に向けた計画となることを目指しています。

### 2 市民に分かりやすい計画づくり

全ての市民が、目標を共有し、市民主体による様々な活動を積極的に行うためには、計画が理解され認知される必要があります。そのため、「家庭でも地域づくりが話題になること」を目標として、子どもから高齢者まで、また、通勤・通学で滝沢市に通っているなど全ての市民が分かりやすく親しむことができるような計画を目指しています。



# 3

## 計画の構成



### POINT



第2次滝沢市総合計画は、基本構想・基本計画・実行計画という3つの階層の計画で構成します。(図3参照)

### 1 基本構想

滝沢市の将来像の実現に向けて総合的かつ計画的に地域づくりを進めるために、計画期間内で本市が目指すべき姿を定めるとともに、その実現に向けた取組の体系を示した地域社会計画です。

計画期間は、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間です。

### 2 基本計画

基本構想で示した市が目指すべき姿及びその実現に向けた取組の体系に基づき、各分野の現状と課題を明らかにしつつ、その目指すべき姿の実現と解決に向けた具体的な施策の体系を示した地域社会行動計画です。

市民主体による「地域別計画」と行政が主体となる「市域全体計画」の両輪により構成します。

## ア 地域別計画

### ①計画期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間。

### ②計画の趣旨

前回の地域別計画を受け継ぎながら、滝沢市において「やさしさ」を意識しながら、幸せを実感できる地域づくりを地域自らで考え、行動するための計画です。

### ③計画の特徴

市内の11地域において、守るべき地域資源や地域づくりの方向を明確にし、地域の課題や将来像、活動プラン等が具体的かつ分かりやすい計画とします。また、全体計画以下の各地域計画については各地域にそれぞれ配付するものとし、市民一人一人が手に取り活用しやすく、親しみやすい計画を目指します。

## イ 市域全体計画

### ①計画期間

前期基本計画

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間。

後期基本計画

令和10(2028)年度から令和13(2031)年度までの4年間。

### ②計画の趣旨

やさしさに包まれた滝沢の実現に向け、主として「かかわりによる市民主体の地域づくりへの支援」及び「市民が安全・安心に暮らせる環境の整備」を推進するための行政の行動計画です。

### ③計画の特徴

計画の中に部門別計画を内包し、部門別計

画に政策(部)、施策(課)を設け、毎年度策定する政策方針によって展開します。また、部門別計画実施の裏付けとなる財政方針及び個別に策定する各種計画を分野別計画又は実施計画として整理し、一体的な政策展開を期します。

## 3 実行計画

実行計画は、市域全体計画部門別計画に示した各施策を具体的に実現するため、財政方針や毎年度の市長方針などとの整合を図りつつ、事務事業の内容や、年度別事業費などをまとめた執行計画として、毎年度策定する計画です。

実行計画の計画期間は、社会経済情勢や市民ニーズの変化、財源を含む国・県の制度改正に対応するため、各計画初年度を含む4か年間とし、別冊の実行計画書を策定し、進捗管理を行います。また、実行計画事業に係る事業評価を実施し、毎年度見直ししながら事務事業を展開します。



# 滝沢市自治基本条例

市の将来像：誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域

滝沢市地域コミュニティ  
基本条例

滝沢市議会基本条例

滝沢市行政基本条例

## 第2次滝沢市総合計画

基本構想（8年間）

### 基本構想

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度  
目指す状態：やさしさに包まれた滝沢

かかわりによる  
市民主体の地域づくり

市民主体活動を  
後押しできる環境づくり

市民生活の基盤となる  
セーフティネットの堅持

基本計画（4年間）

### 前期基本計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

### 後期基本計画

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

### 地域別計画

令和6（2024）年度～令和13（2031）年度（※令和9年度に見直し）

支  
援

協  
働

地域づくり懇談会ごとに策定する活動計画  
（市民・家庭での活動）（自治会、各種団体、NPO等の活動）

### 市域全体計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

### 市域全体計画（仮）

令和10（2028）年度～令和13（2031）年度

各部門別計画  
（政策・施策）

財政方針  
分野別計画

（環境変化、前期基本計画の進捗を  
踏まえ、令和9年度に策定予定）

実行計画（毎年度策定）

市域全体計画に内包する部門別計画の施策実現の具体的な取組等



毎年度見直しを行いながら、年次計画を策定

図3：第2次滝沢市総合計画の体系



# 取組の基本方針



### POINT



第2次滝沢市総合計画が目指す状態の実現に向け、かかわりによる市民主体の地域づくりの推進、市民主体活動を後押しする環境づくりを進めるとともに、市民の生活のために保障しなければならないセーフティネットを堅持します。

### 1

#### かかわりによる 市民主体の地域づくりの推進

「お互いに共感し合いながら、寄り添い、ともに生きてゆく」という本市が考えるやさしさの実現に向けては、市民の皆さんが、他者とかかわり、自律的に行動しながら、人と人が互いに支え合うコミュニティを築き上げていくことが必要です。

第1次滝沢市総合計画では、滝沢市自治基本条例に掲げる住民自治日本一を「市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福」を日本一実感できる地域」と定義し、市民主体による地域づくりを進めてきました。第1次滝沢市総合計画の展開を踏まえ、第2次滝沢市総合計画では、本市における住民自治活動を、「市民みんながやさしさに包まれた地域の実現に向けて、地域や仲

間と積極的に地域づくり活動に関わること」と定義し、かかわりによる市民主体による地域づくりを展開します。

## 2 かかわりによる市民主体活動を後押しできる環境づくり

市民がかかわりの中で、地域づくりを進めるためには、行政も含めた地域づくりの担い手の相互の連携や協力が必要になります。そのような関係性を構築するためには、まずは、市民が地域や市政について考え、主体的に学ぶことができる環境づくりが重要であり、そのほか、主体的な活動につながる手がかりの提供、地域や状況に応じた活動を継続して展開するための支援、また、交流し、連携するための場や機会の創出が必要になります。

市民がかかわりの中で市民主体による地域づくりを進めるために、市民の行動を後押しできる環境の整備を進めます。

## 3 市民生活の基盤となるセーフティネットの堅持

滝沢市がやさしさに包まれた雰囲気の中で、市民が相互にかかわりながら自律的に幸せづくり活動や充実した生活の実現に向けた取組を進めるためには、市民が日々の暮らしに不安を感じる事が少なくなるよう環境づくりを進め、その基盤の上で他者へのやさしさを育みつつ、市民主体による地域づくりが展開されるような取組が必要です。

「ヒト・モノ・カネ」と言われる経営資源の状況が厳しさを増す中、自治体の最も重要な責務としてあるのは、限られた資源の中でも、生活に関わる様々な制度や適切なインフラの維持、防災・防犯への対策や地域医療体制の構築など、市民の皆

さんの生活を支えるいわゆる「セーフティネット」を守ることであり、滝沢市自治基本条例第5条に掲げるめざす地域の姿を踏まえつつ、第2次滝沢市総合計画においても堅持します。

そのため、滝沢市において市民の生活のために保障しなければならない最低限度の生活環境基準を第2次滝沢市総合計画では「滝沢市のセーフティネット」とし、国が国民に対して保障する生活の最低水準と、地域の実情を踏まえ国が定める生活の最低水準に関する事務のほか市民が安全・安心な市民生活を送るために、市民と市行政がそれぞれの役割を踏まえながら共に取り組む最低限度の生活環境基準までを含めた範囲を指すものとします。



ただし、「滝沢市のセーフティネット」の範囲については、社会経済情勢の変化によって求められる水準は変化します。「やさしさに包まれたまち」を目指すという基本的な方向性の下、市民ニーズの変化や受益と負担のバランス等を考慮し、施策を推進していく必要があります。

# 2

## SDGsの一体的な推進



**POINT**



第2次滝沢市総合計画の推進に当たっては、国際的な共通の目標であるSDGsの達成に寄与できるよう、一体的な取組を推進します。

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの先進国、発展途上国など全ての国々を含めた全世界の共通の国際目標です。

SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、17のゴールとそれらに紐づく169のターゲット

トで構成しています(図4参照)。



図4：SDGsの17のゴール

SDGsが目標とする持続可能な社会は、現在の世代の幸せと、将来の世代の幸せの両立が図られた社会の実現を意味しており、「誰一人取り残さない」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」といったSDGsの理念とともに、第2次滝沢市総合計画の方向性と共通しています。

そのため、第2次滝沢市総合計画では、経済・社会・環境などのうち、市が市民と共に取り組むことが可能な分野における課題の解決に向けて、SDGsと市の政策との関連性を明らかにしながら、一体的な取組を推進することにより、SDGs目標の達成へ寄与することを目指します。

## 第4章 基本構想指標



### POINT



市の将来像や総合計画の取組効果の測定、実現に向けた進捗度を測るため、16項目の「たきざわやさしさ指標」を設定し、毎年度のたきざわ幸福実感アンケート調査等により測定します。

第2次滝沢市総合計画基本構想において設定する指標は、市民主体による地域づくりの進捗度合い、社会の影響や個人の価値観等の変化、行政の

各種取組の効果がどのように表れているか、推移しているかを明らかにするための指標です。

指標の検討に当たっては、「やさしさに包まれ



「たまち」をテーマとした市民の皆さんとの懇談の中から、いただいた意見が多かったものなどを、「たきざわやさしさ指標」(表1参照)として設定します。

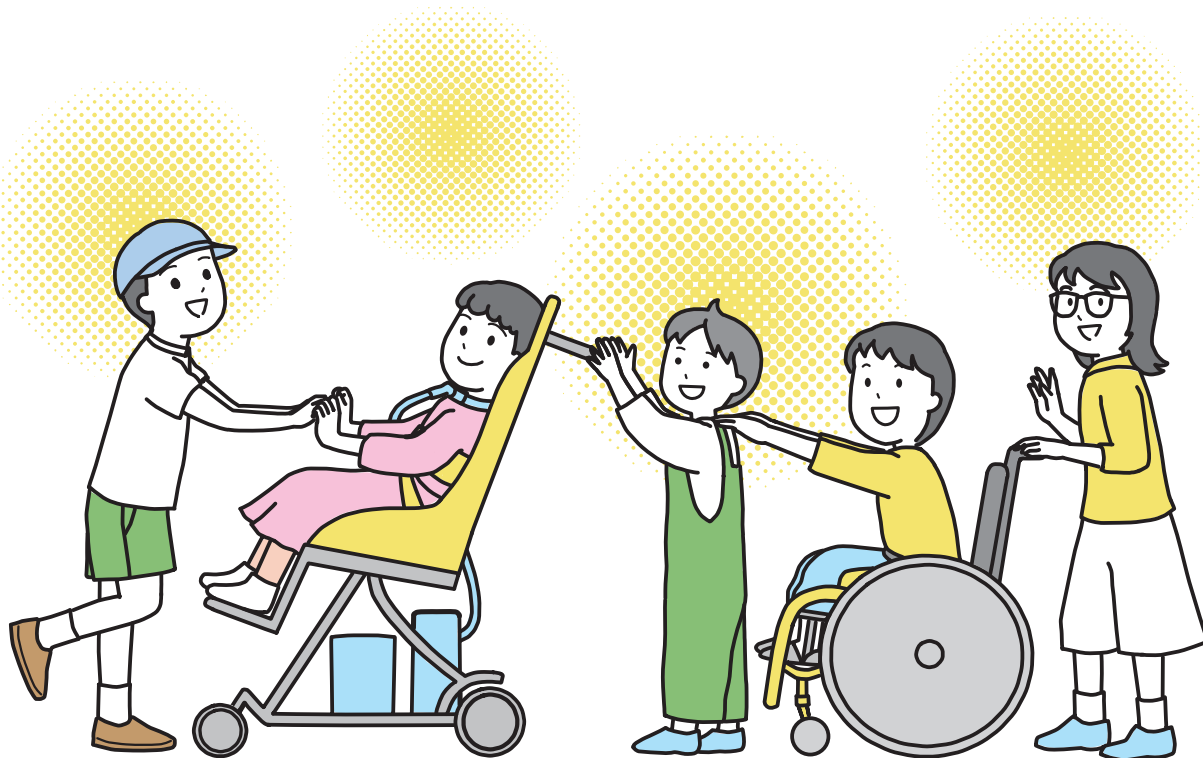
たきざわやさしさ指標は、将来像の実現状況の目安となる「将来像指標」、基本構想の取組の方向性として示した「かかわりによる市民主体活動」の進捗状況をあらわす指標(市民のかかわり指標)、市民生活の基盤の維持の進捗状況をあらわす指標(暮らしやすさ指標)の16項目によって構成します。

市民のかかわり指標と暮らしやすさ指標には、第2次滝沢市総合計画の進捗度合いを測定するものとして、性質別に市民の意向の推移を捉える主観的な指標項目(主観的項目)と、市民のかかわりと市民生活を客観的に捉えるための指標項目(客

観的項目)を定めます。









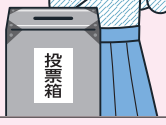

また、「たきざわやさしさ指標」には、第2次滝沢市総合計画の8年間で目指すべき目標値を設定し、毎年度行う「滝沢地域社会に関するアンケート調査(通称:たきざわ幸福実感アンケート調査)」によって、現状値を測定し、滝沢市が全体として「やさしさに包まれた滝沢」に向けて変化しているか推移を捉えつつ、第2次滝沢市総合計画の取組を進めます。

目標値の設定に当たっては、第2次滝沢市総合計画策定時点の実績値を基準値とし、主観的項目については、AIシミュレーション<sup>※9</sup>を踏まえた目標値を設定します。また、客観的項目については、第1次滝沢市総合計画の評価、また、第2次滝沢市総合計画に基づく取組の進展や今後の社会情勢の推移等を踏まえた目標値を定めています。




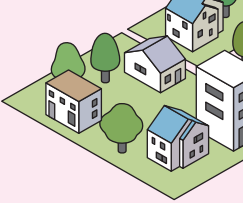





※9 AIを用いて、様々な社会指標等を連関させたモデルの構築や分析を行い、多様な未来シナリオの分岐構造と分岐要因を明らかにするシミュレーション技術。本市では、第2次滝沢市総合計画の策定に当たり、計画的かつ効果的な計画推進を期すためにシミュレーションによる未来シナリオを比較検討し、計画の期間内に目指すべき状態を明らかにすることを狙いとして、「政策提言A1」による市の未来像のシミュレーションを行いました。

表1：たきざわやさしさ指標と目標値

区分	項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	令和13年度 目標値
将来像指標	①滝沢市で幸せに暮らしている人の割合 	56.8% (令和5年度)	61.0%	65.0%
	②滝沢市は活気に満ちた地域だと感じている人の割合 	29.7% (令和5年度)	35.0%	40.0%
市民のかかり指標(主観的)	③自分が誰かを支える存在であると感じている人の割合 	58.1% (令和5年度)	62.0%	66.0%
	④周囲の人たちと「お互い様」の関係性があると感じている人の割合 	69.6% (令和5年度)	73.0%	76.0%
	⑤地域の居心地が良いと思っている人の割合 	63.4% (令和5年度)	68.0%	72.0%
	⑥積極的に挨拶を交わす人が多いと感じている人の割合 	39.0% (令和5年度)	44.0%	48.0%
	⑦人々が集まり活動できる「場」があると感じている人の割合 	43.1% (令和5年度)	46.0%	50.0%
(客観的)	⑧ -1 直近の市議会議員選挙投票率 	43.28% (令和5年度)	50.00%	55.00%
	⑧ -2 直近の市長選挙投票率 	44.49% (令和4年度)	50.00%	55.00%
	⑨市内公共施設利用者数 <sup>※10</sup> 	726,020人 (令和4年度)	785,500人	805,500人

※10 市内公共施設…ビッグルーフ滝沢、北部コミュニティセンター、滝沢ふるさと交流館、葉の木沢山活動センター、地区コミュニティセンター及び市内体育施設

区分	項目	基準値 (年度)	令和9年度 目標値	令和13年度 目標値
(主観的)	⑩心身ともに元気に暮らしている人の割合 	56.3% (令和5年度)	59.0%	62.0%
	⑪働く場があると感じている人の割合 	22.1% (令和5年度)	25.0%	28.0%
	⑫困っている人の声が届きやすいと感じている人の割合 	24.5% (令和5年度)	28.0%	31.0%
	⑬滝沢市は住みやすい市だと感じている人の割合 	68.3% (令和5年度)	72.0%	75.0%
	⑭子ども達が生き生きとしていると感じている人の割合 	42.6% (令和5年度)	46.0%	50.0%
(客観的)	⑮人口(岩手県毎月人口推計における毎年度10月1日時点の滝沢市の人口推計値) 	55,467人 (令和4年度)	55,500人	55,500人
	⑯一人当たり課税対象所得額 <sup>※11</sup> 	2,624千円 (令和4年度)	2,700千円	2,800千円

※11 一人当たり課税対象所得額…市民税課税の対象所得額(非課税者を除く。)を納税義務者数で除して得た金額(翌年度の7月末日現在)

## 第5章 土地利用の基本方針



### POINT



市民の安全・安心の確保と、市民主体の活動を支えるため、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図ります。

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。そのため、利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、市民が健康で文化的な生活ができる環境の確保と市土の均衡ある発展を図るため、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

したがって、市土の利用については、市民の安全・安心を確保しつつ、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保

を図ることを念頭に、以下の基本方針とします。

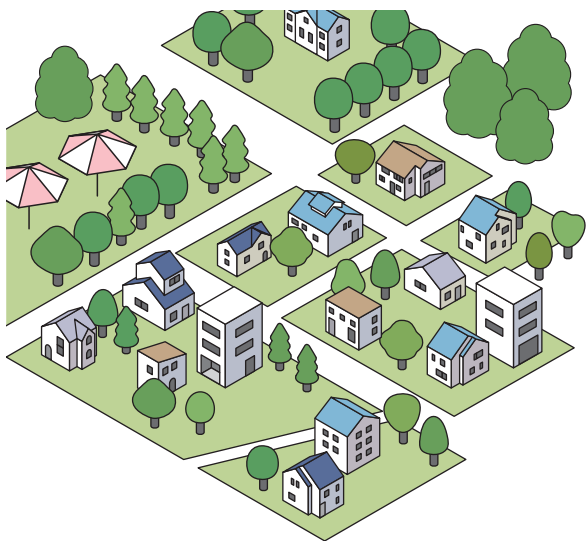
1

### 都市の利便性や各地域の特色を活かしつつ、自然の心地よさを体感できるまちづくり

活力とにぎわいのある利便性の高い都市空間の創出や、高等教育機関や研究機関が集積する本市の特色を活かしたまちづくりを進めるとともに、岩手山や北上川に代表される豊かな自然に恵まれた心地良い環境の実現を両立させることによって、住みよい滝沢の実現を目指します。(図5参照)

## ア 暮らしのエリア

市街地については、かかわりによる市民主体活動の土台となる地域コミュニティなど生活環境の維持・向上を図り、自然との調和や、空間的なゆとり確保に努め、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる住居空間を形成します。



また、多様な立場の人たちが相互にコミュニケーションを図りつつ、かかわりによる市民主体活動を進められるよう、それぞれの地域を中心に、多様な属性の人たちが集まり、多様な立場の人たちがコミュニケーションや交流を図れるよう、「場」の創出を念頭に置いた土地の利用を進めます。

さらに、地域を超えた人とのつながりが創出され、多様なコミュニティが集まり、人とのかかわりを育む市の「中心拠点」として、市役所周辺を対象とし、商業、行政、医療・社会福祉等の各機能の強化を図りながら中心市街地の形成を進めていきます。

## イ 産学官連携による産業拠点エリア

商工業については、既存商工業の活性化を図り、

にぎわいと活力あふれる都市空間を維持・向上させ、岩手県立大学及び滝沢市IPUIノベーションセンター周辺については、産学官連携によるイノベーションの拠点である強みをさらに発揮するため、拡張等を含めた土地利用の強化についても検討を進めます。高等教育機関及び研究機関が集積する、市東部を中心とした地域においては、産学官連携の推進により、新たな技術研究や社会実装に向けた土地利用、さらには先端技術等の実証フィールドとしての土地活用の検討や、研究をはじめとする人的資源を育む教育的機能を有する土地利用を進めます。

## ウ 自然との調和のエリア

優良な農地の保全を図るとともに、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

また、積極的な森林保全に努め、適正な管理による自然環境の維持を前提としつつ、市民の憩いの場や自然とのふれあいの場としての活用を進めます。



## 2 将来世代を見据えた土地利用

SDGsの理念を踏まえ、地球温暖化への対応

として目指されているカーボンニュートラル<sup>\*12</sup>と  
 いった観点、森林などにおける生物多様性や生態  
 系の維持といった環境保全などはより重要性を増  
 すものと考えられ、子どもや孫の世代といった将  
 来世代まで持続可能な滝沢市となるような土地利

用の方向性を考える必要があります。

また、各種施設、インフラの維持管理及び更新  
 並びに生活関連施設や住宅基盤等の土地利用を検  
 討する際には、利便性とのバランスを取りつつ、  
 持続可能性を意識した土地利用を推進します。

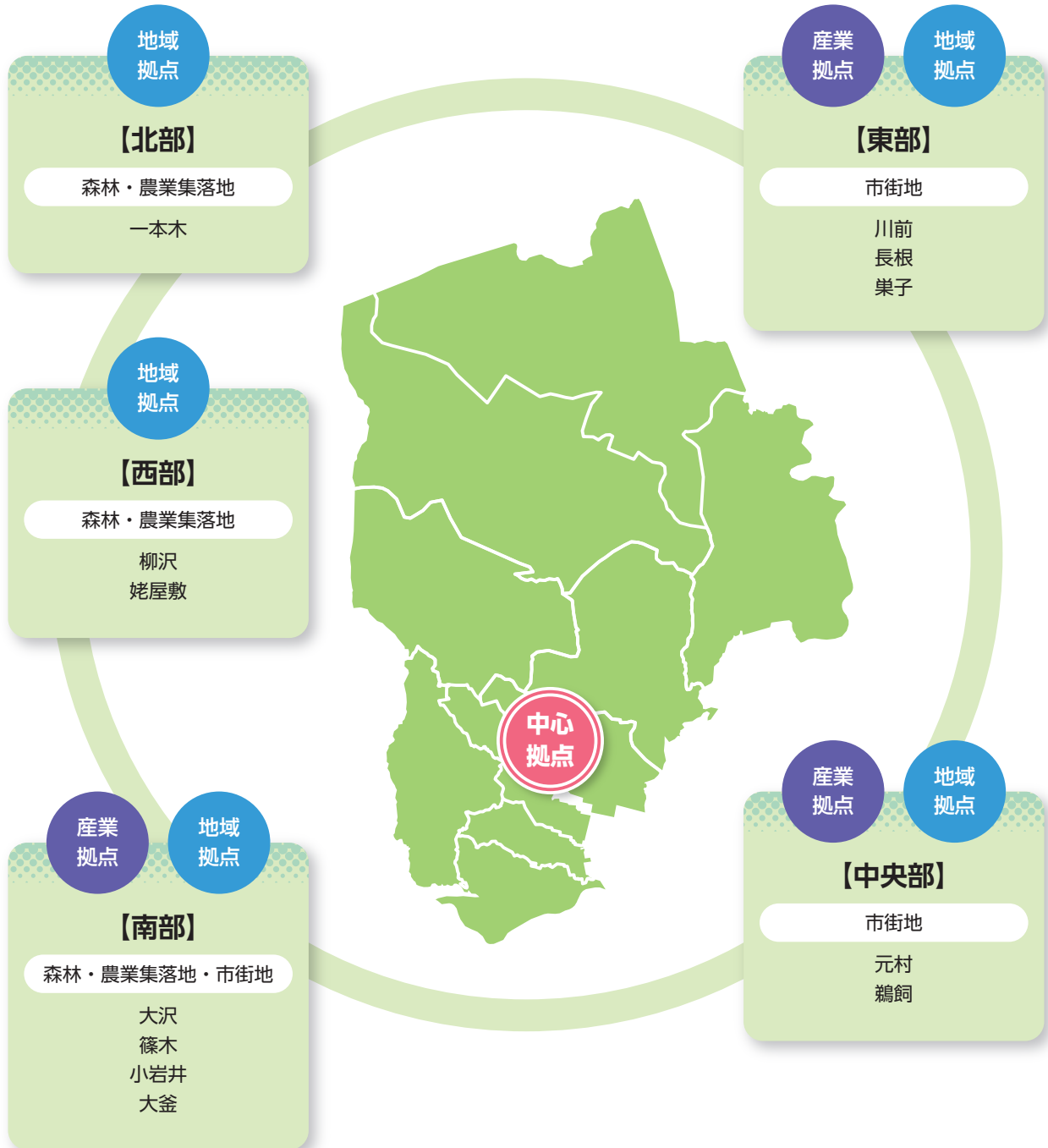


図5：土地利用のイメージ

※12 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は、令和2年(2020年)10月に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を30年後までに目指すことを宣言しています。

## 第6章 広域連携における滝沢市の方向性



### POINT



盛岡広域圏における連携と役割分担の視点のもと、滝沢市の特徴を活かした広域連携を推進します。

第2次滝沢市総合計画の実現に際しては、市内外の環境を踏まえてより効果的に取組が推進できるよう、広域での連携を進めます。連携に際しては、盛岡広域8市町で定める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）」を踏まえた上で、滝沢市の特徴を活かす形で進めることを基本とします。

# 1

## 盛岡広域圏内の連携

広域で定める都市圏ビジョンを踏まえ、連携中枢都市圏構想を進めていくためには、広域圏を構成する8市町が、それぞれの特徴や強みを活かし、

また弱みや足りない部分については互いに補い合うよう連携していく必要があります。

例えば産学官連携においては、滝沢市が特徴を

活かす形で広域でのリーダーシップを取りつつ、一方で観光や環境といった面では、相対的に強みを持つ周辺自治体と連携した取組を進めるなど、広域におけるそれぞれの役割を踏まえた連携を進めます。

また都市圏ビジョンでは、大きな戦略として

### ①産業の営みをつなぐ

### ②人の流れをつなぐ

### ③暮らしの安心をつなぐ

という3つが掲げられています。これらの戦略と、高等教育機関と研究機関が集積する滝沢市の特徴を踏まえ、主な連携の方向性について次のとおり定めます。

## 2 連携の方向性

### 1 産業・雇用等経済的な連携 (産業の営みをつなぐ)

都市圏ビジョンにおける産業の戦略では、産学官の連携によるイノベーション創出や、AI等新たな技術の活用を進め、産業の活性化を図ることを目的としています。これらは、岩手県立大学と滝沢市IPUイノベーションセンターを中心に、IT関連産業の集積を進めている滝沢市の特徴と強く合致しており、引き続き、産学官連携などを推進します。

### 2 交通・都市機能的な連携 (人の流れをつなぐ)

公共交通面をみると、滝沢市と盛岡広域圏は強くつながっています。特に、滝沢市における東部、鶉飼、南部などの各地域と盛岡市のアクセスは良く、人の流れは恵まれた状態といえます。

一方で、滝沢市内各地域を結ぶ公共交通網は弱く、市内における人と人との交流が課題となって

います。市内各地域の交流人口の増減は、産業面などにも影響を及ぼすため、盛岡との交通的つながりを活かしつつ、滝沢市役所周辺を中心市街地形成と合わせ、公共交通の在り方と、盛岡西廻りバイパス・北バイパスの整備に向けて検討していく必要があります。

### 3 安心・福祉等生活的な連携 (暮らしの安心をつなぐ)

都市圏ビジョンでは、圏域で暮らす安心感や快適さを高めていくことを目指しています。これらに強く関連する要素として、福祉や地域医療、そして人とのつながりなどが挙げられ、これらについては、盛岡広域圏、特に盛岡市へのアクセスの良さを活かした連携により高めていくことを目指します。

また、滝沢市役所周辺を中心市街地の形成でも暮らしの安心や快適さの強化を図り、中心市街地と市内各地区のアクセス強化に向けた検討を進めていくこととします。